

## 【論 説】

# フランスのマスメディアの歴史と 現状について (1)

生 方 淳 子

## 目 次

序論—マスメディアの国籍

本論1. メディアとメディア・リテラシー

1) 三つの類型

2) 倫理的性格の限界

2. フランスのテレビと報道

1) 国家事業としての始まり

2) 脱国営化

3) 報道番組における独占から競合への移行

展望—結論に代えて

## 序論—マスメディアの国籍

インターネットが地球全体をつなぎ、情報が国境を自由に越える今日、在来型のマスメディアには尚も歴然と国籍が存在する。経済・政治・社会面において統合の進むヨーロッパにおいてさえ、テレビ、新聞、雑誌などの媒体は大多数がまず一国ないし一地域の中でその住民を対象に情報を発信するものであり、国境を越えるためには一定の技術的な手続きを必要とする。ウェップ上を行き交う多方向の情報がいかなる越境手続きも必要としないのに対し、ヘルツ波で放映されるテレビ番組は通信衛星をとおして伝送されたり放送衛星やケーブルを経て再配信されない限り域外で見ることはできない。紙に印刷される新聞・雑誌も一定の流通経路を通らなければ他国や他地域に届かない。いかに世

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

世界各国に視聴者・読者を持つとも、たとえばBBCテレビにはイギリスという国籍があり、ワシントンポスト紙にはアメリカという国籍がある。インターネットのアドレスに含まれる国名が接続を管理するサーバーのコードに過ぎないのに対し、在来の情報媒体の国籍は、法的・行政的制約と結びついた実質的な国籍と言える。

このことは、従来のマスメディアが公営か民営かを問わず概して一国ないし一地域に固有の言語を用いてその政治、経済、社会、文化を語り、その住民の生命・財産にかかわる問題を最優先する公共サービス機関であったこととも合致している。国際性を掲げる新しいタイプのテレビでさえ、この特徴を払拭してはいない。CNNインターナショナルは多様な民族構成からなる人員を擁し世界各地を独自取材し全世界の210を越える国々<sup>1)</sup>に電波を送っているが、アメリカの視点が偏在しアメリカの利害に最も敏感だという意味で紛れもなくアメリカのテレビである。また、英語で世界に向けて放送するNHK国際放送も日本国内情勢の報道に高い比重を置いているという意味で紛れもなく日本のテレビと言える。

ヨーロッパにおいても同様で、15カ国の人々が同じヨーロピアン・パスポートを持ち、うち12カ国で単一通貨ユーロが流通し、人・物・資本の行き来が相当程度自由化されたとはいえ、テレビ・新聞・雑誌にとって今も従来の国境線で規定された国籍は不可欠なアイデンティティーの枠組となっている。本稿でフランスのマスメディアを取り上げるのは、このような事情を踏まえてのことである。

しかし、もう一方でヨーロッパの在来メディアが従来の国籍の枠を超えてヨーロッパという国籍を獲得しようとする動きがあることも事実だ。それについてもこの小論の中で触れるつもりである。

以下、三回に分けて、まずメディアについての研究とは何かを明確化し、次にフランスのテレビの現状を歴史的に振り返りながら紹介し、特に報道に関して考察を加え、続いて新聞・雑誌へと視線を移し、最後に電波と情報によってヨーロッパをより緊密に結ぶ試みについても一瞥を与えることとしたい。今回

フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）  
の第一回では、報道機関としてのテレビの現状までを扱う。

## 1. メディアとメディア・リテラシー

### 1) 三つの類型

情報媒体の急激な発達を追う形で最近登場してきた学問領域がある。「メディア・リテラシー」と呼ばれる領域である。日本でもここ数年間に認知度が高まっているが、その定義と射程はいまだ明確とは言えない。基本的な了解事項を再確認するならば、「リテラシー」はもともと読み書き能力ないしその養成を意味する英語で、「コンピューター・リテラシー」といった場合はこの原義が単純に拡大されてコンピューターを使いこなす能力ないしその養成という意味で使われる。それに対して、「メディア・リテラシー」の場合には単なる技能の次元にとどまらず、社会学的かつ倫理的な次元が含まれる。現代社会にあふれる情報をいかに批判的視点を持って主体的に取捨選択し利用するか、という課題に答えることを目的とした知の領域だと言える<sup>2)</sup>。そこには、メディアを対象とした研究とメディアへの目を養成する教育という二つの側面が含まれており、後者は特に「メディア・リテラシー教育」または「メディア教育」と呼ばれている。

メディア・リテラシーはフランスでは第一の側面、すなわち研究の側面から見た場合は「情報コミュニケーション科学」Science de l'information et de la communicationないしは「メディア研究」Etudes sur les médiaと呼ばれ、政治学、経済学、社会学、心理学などと隣接した人文科学の一分野として市民権を獲得している。その先駆けとして、英米系の社会学やフランスの社会心理学などが挙げられ、その起源は19世紀末のギュスターヴ・ルボン著『群衆の心理』まで溯るとされる<sup>3)</sup>。他方、第二の側面からは「メディア教育」éducation médiaと呼ばれ、カナダなどのように教育省の指導要領によって必修化<sup>4)</sup>こそされていないものの、現場で次第に導入されつつある。1990年、メディア教育をテーマとする世界初の大規模な国際会議がユネスコとヨーロッパ評議会と

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

の共催で開催されたのは、フランス南西部の都市トゥールーズにおいてであつた<sup>5)</sup>。

さて、フランスではこれら二つの側面に加えて第三の側面をもったメディア・リテラシーが顕著な発達を見せている。それは西洋哲学の伝統の上に立脚しつつそれを解体する新しい一種の記号学的哲学として提唱された「メディオロジー」*médiologie* である。提唱者レジス・ドブレは、1979年の著書『フランスの知的権力』<sup>6)</sup> の中でこの造語を用いて、対等な人間関係を想定するコミュニケーション（コミュニケーション、伝達）という概念に疑問を呈し、メディアシオン（メディエーション、媒介、媒介者、媒介作用）という概念によって情報とその媒介者の持つ権力を明らかにしようとした。その試みは1994年の『メディオロジー宣言』<sup>7)</sup> に引き継がれ、ここでメディオロジーは新たに「理念を物質的な力へと変えるメディアシオンについての研究」と定義される。その15年間には、メディアの研究に特化されないもののリオタール、ボードリヤール、フィンケルクロート、セール、ブルデューラの社会派哲学者が情報と消費を中心に動く大衆社会におのおの独自の分析と考察を加え、メディア・リテラシーの深化の一翼をになってきた。また、ドブレ自身が言明しているように、メディアへの問い合わせは、文化史、メンタリティーの歴史、歴史心理学などの領域とも重なる問い合わせであり、そこからデュピー、ルゴフ、ヴェルナンら現代フランスの著名な歴史家の研究成果が現代のメディアの研究に生かされるようになつた<sup>8)</sup>。こうした事情により、フランスにおけるメディア・リテラシーは人文科学の知を結集し、高度な概念装置と豊富な参照体系に裏打ちされた堂々たる学問領域として目下めざましい動きを見せていく。

## 2) 倫理的性格の限界

第一、第二の意味でのメディア・リテラシーが取り上げる対象は、メディアに登場する暴力、差別、性、マイノリティーの扱い方などきわめて倫理的な色彩が強く価値判断を伴うテーマが多い。これらは青少年に対する教育的配慮から特に重要とされるテーマであり、日本においても数々の報告がなされ、また

その成果が実践に移されている。アメリカやカナダで市民活動として始まったその活動は日本でも市民団体やネットワーク、そして個人のイニシアティヴに負うところが大きい<sup>9)</sup>。他方フランスでは、のちに触れる CSA（視聴覚高等評議会）<sup>10)</sup> と呼ばれる政府機関が、常時、テレビ・ラジオ番組を監視する態勢をとっており、指針に反する番組を放送した局に対して警告を発したり場合によつては放送権を剥奪するなどの制裁を加える仕組みとなっている。この制度は放送の倫理に関して一定の歯止めを加える上で役立っているが、もちろん市民および研究者が多様な視点から行なう批判をすべて肩代わりできるものではない。特に前述の第二の側面については、CSA は一切の権限をもっていないため、教育現場での実践にすべてが委ねられている現状である。

これに対して、ドブレのメディオロジーに代表される第三の側面は、倫理的意識に裏打ちされてはいるものの、一定の価値判断や道徳観を直接的な指標とすることなく、メディアを通して流布する言説や映像がいかに社会の特性やメンタリティーを決定づけていくかを問うものである。言い換えれば、媒介された記号によっていかにひとつの世界が生成するかを問い合わせ、あるメディア環境の中である社会理念やイデオロギーや宗教や芸術運動が成功を博したり敗北を喫したりするそのからくりを明らかにし、最終的には歴史上の悲劇の中に媒介作用の責任を見出し、翻って媒介作用によるあらたな悲劇の可能性を察知することを使命としている。その意味で、第一、第二のメディア・リテラシーがいわばミクロな視点を採用するのに対し、第三のメディオロジーはマクロな視点に立脚していると言える。

ここから、両者の相互補完的関係が見て取れる。豊かな歴史的知識と哲学的概念装置を駆使して語るメディオロジーはともすると難解で思弁的になりやすく、具体的な事例研究が不十分で、メディア環境の日常的な悪影響から青少年を守ろうという切実な意識をもつ者にとって無用の長物と受け取られかねない。しかし反面、そうした害悪驅除の意識に終始するならば、メディア・リテラシーは単なる検閲の道具となりかねない。例えはあるドラマが女性を差別的に描いているとか、ある報道で身障者の心理を無視した表現が用いられたとか、

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

ある漫画に暴力的な場面が場面が多くすぎる、といった告発を行ない、これらを排除して適切な表現を主体的に発信していこうとする姿勢は、確かに現代社会において不可欠かもしれないが、そこにはいわゆる「ポリティカリ・コレクト」をもって解決がはかられるとする奇妙な楽天主義に陥る危険がひそんでいる。しかし、不適切な言説や映像を削除し無菌状態を実現してメディア環境が健全になったとして問題自体は落着するものではない。また、メディア環境のユートピアを目指すことは可能でも、あらゆるユートピアと同様、到達是不可能であろう。「正しさ」をひたすら求めるとき、一見人道的で理想に満ちたプロパガンダをとおして引き起こされた歴史的悲劇がいかに多いかを忘れては同じ逆説に足をすくわれかねない。その陥穽をかわすためには、メディオロジー的な複雑で煩瑣な思考とも付き合わねばなるまい。両者が歩み寄ることによってこそ、メディア・リテラシーは「巨大な知的新天地」<sup>11)</sup>となりうるだろう。

紙数の限られた本稿では、これら二側面の融合といった遠大な試みはできないものの、以下、双方の発想を取り入れてフランスのマスメディアの現状を紹介し、また場をあらためて考察を進めるための基盤としたい。

## 2. フランスのテレビと報道

テレビが情報、教育、教養、文化、娯楽など多様なものを媒介するメディアであることは勿論だが、ここでは報道機関としてのテレビにまず目を向けたい。日本のテレビジャーナリズムの風景にすっかり慣れている私たちにとって、フランスのそれは極めて異質に映る所が多い。イギリスのBBCを模範としてきた公共放送NHKの報道番組およびNHKに対抗してそれぞれ別のスタイルを編み出してきた民放各局という日本の多極的な構図に対し、フランスでは長い間、公共放送一局による独占、そして公共放送内部での二つないし三つのチャンネルの競合という構図が続いてきた。そこで、まずその経緯を説明し<sup>12)</sup>、続いてここから派生するフランステレビジャーナリズムの特性について考えてみたい。

## 1) 国家事業としての始まり

フランスでは、テレビ局の創設は政治家の主導のもとに進められた国家事業という色彩が強い。別の所でフランスの教育制度の整備がもっぱら国家の事業と見なされ私学の比率の高い英米と対照的であることはすでに述べたが<sup>13)</sup>、類似した状況がコミュニケーションの制度としてのテレビについても見られると言える。

1923年、いまだテレビ放映技術が確立していなかったラジオの時代にフランスではラジオ番組の作成および放映権を国家の独占権とする「1923年6月30日法」が成立した。当時いくつか存在していた民間の自由ラジオ放送局に放送許可の申請を義務づけ、事実上、国家の監視下に置く目的であり、こうした形での独占が後にテレビ放送にも適用されることになる。

BBCが初めてテレビの試験放送に成功したのは1931年だが、その4年後の1935年、フランスでは時の郵政相ジョルジュ・マンデルのイニシアティヴで郵政省内に「テレビジョン課」が設けられ、パリ市内に初のテレビスタジオが国営放送局として開設され、エッフェル塔を中継して映像が発信されるようになる。この頃はニュースはまだ放映されず、バレエなどの収録映像が流されていた。60本から出発した走査線は1936年には455本に増えて画質が格段に高まり、1939年春には週15時間の放映が行なわれるようになる。この頃は受信機の台数はたった数百で、パリ地域に限られていた。

フランス公共放送局 RTF（Radiodiffusion-télévision française）が設立されたのは第二次世界大戦中の1941年で、これによりテレビは正式に政府の管轄下に置かれることになる。ナチスドイツの占領下でもドイツ兵向けの番組の放映が続けられたが、マスメディアとして大きく躍進したのは、他の先進諸国同様に大戦後のことである。1949年<sup>14)</sup>、当時オリオル大統領時代の情報相だったフランソワ・ミッテランのもとでテレビニュースの放映が開始される。1月には週3回の放映だったが10月には毎日1回となり、11月には毎日2回となつた。受信できたのは、エッフェル塔から半径50kmの範囲までで、受信機数は

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

およそ 1800 台であった。だが、多くの受信機が公共の場に置かれていたことから、実際の視聴者数は、これをはるかに上回っていたと推定される。

新聞が政権批判の役割をすでに確立していた時代に、フランスでは電波は国政の道具と見なされていた。東欧革命以前の東欧諸国の国営テレビ、ソビエト連邦崩壊以前のソビエト国営放送などがそうであったように<sup>15)</sup>、そして現在も中国中央テレビ CCTV<sup>16)</sup> や朝鮮民主主義共和国の朝鮮中央テレビ KRT などがそうであるように、フランスでも 1950 年代まで、テレビのニュース番組は日々国家首脳のその日の国内外への訪問や会見や演説や発言を大きく取り上げ、政権を代弁する役割を与えられていた。テレビ・ラジオはジャーナリズムの機関ではなく政府広報機関的な性格が強かったと言える。これについて歴史学者の J.N. ジャンヌーは、「すべての政治家が、テレビを制する者は権力をほしいままにすると信じていた。テレビの小さな画面に自分の姿を映し出すことは有権者を魅惑することでありナルシズムを満足させることであった」と述べている<sup>17)</sup>。政治にショーとしての性格がつきまとひ、政治家がタレント的要素を求めるのは昔からの常であろうが、それは電波とともに格段に増幅されたと言ってよいだろう。しかし一方で、すでに前世紀からジャーナリズムの発達していたフランスではこれに対抗する動きもあった。それを如実に語るエピソードがある。1949 年 8 月 8 日、オリオル大統領がストラスブールでヨーロッパ統合についての長い演説を行なった。チャーチルが、「ヨーロッパ合衆国」を語ったその 3 年後だった。その「歴史的」と呼ぶには少々遅い演説をテレビは技術上の理由で中継しなかったが、国営ラジオは何箇所かのみ抜粋して放送した。それを知った大統領はなぜ演説全体を放送しなかったのかと立腹し情報相のミッテランを呼び付けて放送局への厳重注意を指示したという<sup>18)</sup>。抜粋しか放送しなかった現場の判断には権力者崇拜の態度から程遠い自律的なジャーナリズムの職業意識が感じ取れる。

## 2) 脱国営化

放送の現場の考え方と政治家の思惑と視聴者の要求という三者のずれの中

で、フランスのテレビメディアが国家権力から独立して第四の権力としての自律性を獲得するには四半世紀がかかっている。RTFは1959年に法人化され、ある程度の独立採算を許されるようになる。ただし、会長は政府によって指名され、その他の幹部も情報相によって選ばれ、情報省の指揮下に置かれていた。1964年になるとRTFはORTF（Office de radiodiffusion et télévision française）と名称を変更し政府からの独立性を高めることになる。すなわち、情報省を後見者とする公共機関と定義され、運営委員会によって運営されることになるのである。フランスのテレビが「国営放送」ではなく「公共放送」と呼べるようになるのはこの時からと言えよう。この年はまた、海外県・海外領土向けの第二のチャンネルが作られた年でもある。これら一連の改革を進めたのはドゴール大統領だが、かと言って、ドゴールが本当にテレビジャーナリズムの脱国家権力という考え方賛同し、それを推進したと言える訳ではない。1958年に政界復帰後、第五共和制を成立させ大統領に就任した際、ドゴールはRTFの幹部を会長以下全員解任し自分の側近を指名している。また、死後出版された書簡、日記、メモによると、大統領はテレビが政治批判を行なったり、フランス政府に批判的な外国人ジャーナリストのインタビューを流したりすると、しばしば情報相に叱責のメモを渡していたという。「新聞は私に対立するが、テレビは私のものだ」と語ったとも伝えられている。さらには、とある女性キャスターをスカートの丈が短すぎるという理由から一存で即日解雇したという有名なエピソードも残っている<sup>19)</sup>。

しかし、1965年、政権担当者がテレビニュースの画面を独占することに逆に危機感を覚える事件が起きる。ドゴールが再選をねらった大統領選挙において、対立候補者がテレビに登場し、数年来画面で見ることのなかった野党首脳らのなつかしい顔に視聴者が過敏に反応したのである。そのひとり、ジャン・ルカニュエは今では常識となっているプロによる自己演出指導をフランスの政治家としては初めて受けて登場し、予想外の高い得票を獲得してドゴールとの決選投票にまで持ち込んだのである。

テレビが異なる陣営の議論の場として認識されるようになるのは、それ以降

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

のことだ。1969年にドゴールが辞任に追い込まれ、ポンピドゥー時代になると、シャバン＝デルマス首相のイニシアティヴにより、傾向を異にするチャンネル同士の競合という考え方に基づいて公共放送局内に二つのチャンネルが設置される。「ラ・ユヌ」（第一）と「ラ・ドゥー」（第二）という二チャンネルだが、これらは現在のTF1とFrance2の原型であり、第一チャンネルが標準的で明解な報道に努めるのに対し第二チャンネルは独自の視点やひねりを追求するという今なお踏襲されているポリシーがこのとき打ち出される。これにより、海外県・海外領土を除くフランス本土内では唯一のチャンネルの独占という事態は解消する。とはいっても、基本的にテレビ報道を国家の管制下に置くという方針には何の変化も見られなかった。ドゴール路線を継承したポンピドゥー大統領は1972年9月22日の記者会見で「テレビはフランスの声だ」と述べ、カナダ人の女性ジャーナリストがまったく異なるテレビ文化を持つ北米に皮肉をこめてこれを伝えている<sup>20)</sup>。しかしフランスの側には、商業的なアメリカのテレビに対する批判意識があり、その対抗モデルとしての公共放送に過度に国家的な色彩が許容されやすかったと考えられる。そこからしても、商業収入に頼る民営のテレビ局の設置は、アメリカ型の大衆テレビ文化の受容と見なされ、許可されるに程遠いのが1970年代をとおしての状況であった。

1974年、非ドゴール的中道右派を結集して当選したジスカール＝デスタン大統領の時代になるとフランスのいわゆる「オーディオヴィジュアル風景」はがらりと変わる。新大統領はORTFを解散し、独立した7つの組織に分割するのである。1チャンネルのTF1、2チャンネルで「一味違う」をモットーとするAntenne2、各地方ごとのテレビ局の集合体である3チャンネルFR3、ラジオフランス、映像資料を整理保管する国立視聴覚研究所INA、伝送などの技術を担当するTDF、そして技術系の人材を管理する組織SFPの七つである。ジスカール＝デスタンは当初、周囲からの要請を受けて民放設立の許可も検討していたといわれるが、実現には至らなかった。ジスカール＝デスタンがこうした改革を実行した理由として考えられるのは、16年にわたるドゴール、ポンピドゥー時代の父権主義的政治にテレビが支配されていたのに対して、この同

じ時代に高度経済成長と大量消費文化を知ったフランス人が新しい自由とリベラルな空気を求めていたことである。その要求に耳を傾ける形で政権を握った新しい勢力の大統領が国民に与えようとした「自由」のひとつが官製報道の代名詞だったORTFの解体だったと言える。しかし、現実にはジスカール＝デスタンも自分の側近を報道局長に指名するなど、テレビジャーナリズムを監視し統制する従来の方法を踏襲したため、この改革は「偽善的」との批判にさらされた。

テレビ・ラジオの国家による独占が完全に解消されるのは、皮肉にも経済面では国有化政策を取ったミッテラン政権時代だった。それには以下のようなきっかけがある。ジスカール時代の1979年、「ラジオ・リーブル」と呼ばれる無許可の個人ないし集団の無線放送局が雨後の筍のように生まれ、自由な発言や無名の若者たちの音楽を電波の周波数を乗っ取る形で流して大きな文化現象になつた。ジスカール政権は、これを国家独占を定める「1923年6月30日法」に違反する行為として取り締まつた。ところが、1981年に大統領に選出されたミッテランのもとで、ジャック・ラング文化相は自由な文化創造の保証という見地からこの「ラジオ・リーブル」に許可を与える。「1923年6月30日法」に初めて風穴が開いたのである。これが布石となって、1982年7月29日、テレビ・ラジオ放送における国家の独占を解除する法律が成立する。そして、これに基き1984年、フランスで最初の民放がスタートする。ヨーロッパ初の有料テレビとしてその後大成功を収めて今に至るCANAL+である。世界経済の趨勢に逆らって企業国営化を進めた社会党政権がなぜマスメディアに対して脱国営化の決定的な線を越えたかについては、理念上の様々な分析も可能であろう。しかし、CANAL+設立当初から1994年まで会長を務めたアンドレ・ルスレがミッテラン大統領の古くからの友人であった等の事情もあり、この脱国家独占の政策は理念のみに帰する事はできない。

その後、1987年、社会党出身のミッテラン大統領とドゴール派のシラク首相という保革共存内閣のもと、シラクがミッテランの意向を抑えて企業の民営化とともに公共テレビの民営化が打ち出された。そして当時5局に増えていた

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

公共チャンネルのうち、娯楽番組の編成などで最も大衆的な路線を走っていたTF1が、国がその株式を売り出す形で民営化されたのである。資本の50%を獲得して事実上國から第1チャンネルを買い取ったのは大手ゼネコンのブイッグ・グループだった。この政治的背景については、あらためて触れなければなるまい。この年はまた、新しい感覚の音楽番組などを放映して若者に支持され成功するM6をはじめ、いくつかの民放が開局した年でもあった。

こうして、放映開始から実に25年の歳月をかけてフランスのテレビは国家権力から徐々に解放されていった。しかし、それは国による規制が一切なくなつたという意味ではない。前でも触れたように、公共放送か民放かを問わず放送内容を規制し、監視し場合によっては処罰を与える権限を持つ国家機関、視聴覚高等評議会CSAが電波の警察の役割を担うとともに、公共放送に関わる諸組織の要職者を指名する権限を握っており、これさえも廃止しようという議論はまったく存在しないか、あったとしても考慮されていない。現在でも、組織の責任者や多大な影響力をもつニュースキャスターが政界と間にどのようなパイプを持つかが公然の秘密となっているが、それもこうした伝統が背景にあってのことと言えよう。

### 3) 報道番組における独占から競合への移行

フランスでは最近までよく「ラ・グラン・メス」la grand'messeという言葉が使われていた。盛大なミサという意味だが、カトリック教会の礼拝儀式のことではない。毎晩8時になると国中で人々がテレビの前に集まりニュースに見入る、という国民的習慣が存在するため、それを自嘲的にこう呼んでいたのである。宗教上の儀式にも似た、いわば「共和国」という教会の信奉者が集って同じ方向を向き、共和国の司祭たちの言葉に敬虔に聞きに入る儀式だというのだ。

なぜこのような現象が生じたのだろうか？それは今まで述べたことからも予想がつくように、テレビニュースの放映が長い間国営放送局の唯一のチャンネルに限られており、毎日夜8時の一回のみであり、かつその内容は官報的なも

のであること、それでも人々が自分達の生活に関わる重要な発表や事件が伝えられるかも知れないこの貴重な情報源を逃すまいとしてテレビ画面の前に集つたということ、それゆえに起きた現象なのだ。

1969年以降、本国内で見られるチャンネルは次第に増えそれぞれのニュース番組が放映されるようになり、1979年には第2チャンネルに午後1時のニュース番組が作られるが、それでも夜8時の「ミサ」は消滅しなかった。それは、まず第2チャンネルのニュース放映が第1と全く同時刻であったためであり、またその他の局がニュース番組にそれ程力を入れなかつたためであり、そして昼のニュースは夜のニュースに比べて充実度がはるかに低かつたためである。

イギリスでは、勤務開始も終了も早い労働者の家庭では、夕方6時のBBCニュースを見る事が多く、ホワイトカラーの家庭では主に9時のニュースが見られる、と言われるが、フランスではニュースの時間は夜8時と一極化している。夜のニュース放映の時間は、大多数の家庭で家族が夕食のテーブルを囲む、ないしは夕食を終えて団欒する時間に合わせて設定されてきた。中央ヨーロッパ時間を採用しているフランスでは、地学的な時間の流れは時計の針よりも一時間ほど遅く、夕食も8時前後が普通である。毎晩の「ミサ」はこのゴールデンアワーを狙つてフランス全土を巻き込んできたのだ。

こうした事態は日本ではおよそ考えにくい。フランスの一チャンネル時代から日本には数多くのチャンネルが存在し、それぞれが異なった時間にニュースを放送してきた。NHKだけでも夜のニュースは長い間6時、7時、9時、そして深夜という4回のプログラミングであり、各人が自分の都合に合わせてスイッチを入れる事ができた。ここ数年はさらに10時の大型のニュース番組が加わり、衛星放送チャンネルNHK－BS1では11時にも国際ニュースを中心とした報道番組を流している。また、民放では5時前後から深夜まで8時台を除けばほぼ常にいづれかの局で大型のニュース番組が組まれている。番組により視聴率の高低はあるにせよ、毎晩一定の時間に一定のチャンネルに国民的視線が集中するといった現象はいまだかつて生じた事がないと言えよう。

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

フランスでもここ十数年、ケーブルテレビ及び衛星テレビの発達、ニュース専門チャンネルの登場、またインターネットによる情報配信により、夜8時以外でも時事報道に接する機会が格段に多くなった。しかしそれでも、夜8時のニュースへの国民的注目度は低下していない。「ラ・グラン・メス」という表現こそ古びた感があるが、代わって「ル・ヴァントゥール」*le 20 heures*、(20時)と略称されるようになった夜8時のニュースは、相変わらず他の追随を許さない特権的地位を占めている。

この特権の上で競合し合っているのが1987年に民営化されたTF1と公共放送France2である。どちらも、「20時」を自局の看板番組とし、大きな予算と最良の人材をつぎ込んで自前で制作していて、局全体のイメージを左右する程重要な位置を占めている。前にも述べたように、1969年に公共放送内に二つの総合チャンネルが設置されたとき、各チャンネルは報道に当たっての自己の基本方針を打ち出した。第1チャンネルは、正確さ、明快さ、公正さを重視する正統派の報道を目指し、第2チャンネルは独自の視点、ひねり、面白さのあるスタイルを編み出そうとした。この姿勢は今なお基本的に守り続けられており、民放であるTF1がときとして平板になることも覚悟で客觀性にこだわるのに対し、France2が公共放送でありながらしばしば客觀性を犠牲にしてまで独自のアプローチを探るという逆説的な状況が存在している。

この状況は同一の事件ないしテーマをめぐるこれら二局の報道の具体的な比較によって説明する必要があろう。取り上げ方の優先度、あてがう時間、取材の徹底の度合い、分析の深さ、多角性、コメントに使用される言葉の性格、映像の処理、局としての主張の有無などの様々な点から比較する事により、発見できるものがあるはずである。報道リテラシー一般を考える上で示唆を与えてくれるはずである。

ただ、その前提条件として確認すべきことがある。TF1とFrance2の報道の競合は、両者のスタンスがむしろ相互補完的であるのに対して完全に二者択一型の競合だという点である。視聴者はもう一方の番組をビデオ等に収録して後で見るのでない限り、両方を見るすることはできない。必ず一方を選ぶか、ないし

はザッピングによって双方を不完全な形で見るしかないものである。では、どのようにして一方ないし他方が選ばれるのか？各家庭ないし個人が日頃どちらを見ているかをフランス人に尋ねてみると、その選択は報道姿勢の比較検討による結果ではなく、各家庭が以前からの習慣を変えないに過ぎなかったり、単にキャスターの好みで選ぶだけであったりするケースが多い。TF1のメインキャスターは1987年の民営化以来、実に15年間も同一人物が務めており、その人物の揺るぎない人気が視聴者の流動性に歯止めをかけている、という事情もある。そのため、フランス人はTF1派とFrance2派に二分できる、と言っても過言ではない。もちろんその他の局にもニュース番組はあるが、France3は地方の話題が中心であり、ARTEやM6は独自取材をせず通信社の配信する映像と情報を編集しただけの番組であるため、同一線上で競合することはできない。

このように、フランスのテレビジャーナリズムは実は競争なき競争の状態、二大チャンネルによる競合の形を装った寡占の状態に置かれていると言える。それは、報道を多角的に捉える上で決して望ましい状態ではない。ここに由来する弊害としては、各人がテレビジャーナリズムに関して常に複数の参照体系を持つことが不可能になること、ある番組で基本的な情報を得た上で一時間後に独自の角度からアプローチする番組を見るといったステップが踏めなくなること、そして時の人をスタジオゲストとして招く際の奪い合い等、非建設的な競争が生じる事などが挙げられる。

ここまで主にフランスのテレビジャーナリズムの問題点を拾ってきたが、無論ポジティヴな面も紹介しなければ公平とは言えまい。独自取材、報道の言語の柔軟さ、多義的な映像処理の工夫といった点で、フランスのテレビニュースには見るべき所も多い。これについては、次回詳しく述べるつもりである。

## 展望—結論に代えて

テレビというメディアはその誕生から70年<sup>21)</sup>で目覚しい変貌を遂げた。そ

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

の中でフランスのテレビも、世界的な変化の流れに沿いつつ独自の変化を経験してきた。特に特徴的なのは、「オーディオヴィジュアル風景」と呼び習わされるテレビ放送の状況がフランスの政治情勢と緊密に結びついてきた点であろう。政権が交代することはすなわち「オーディオヴィジュアル風景」が変わることでもあった。本論の1で述べたようにフランス独自のメディアリテラシーが発達した背景には、こうした事情も伺える。つまり、メディア批判が直接の政権批判になるとともに、より密かに作用している様々な権力の批判となる必然性がフランス内部の事情と結びついているのである。今回は、その歴史を概観したところでいったん筆を置くが、今後はこれを踏まえてより具体的な考察を進めていきたい。次回からは、二大チャンネルを比較しつつテレビによる報道の特性に立ち入って行き、さらにフランスの新聞雑誌の方に視線を移して、最後にヨーロッパ統合にともなうマスメディアの変化へと論を進めて行く所存である。

### 注

- 1) [www.jctv.co.jp/cnn/](http://www.jctv.co.jp/cnn/)
- 2) 菅谷明子『メディア・リテラシー—世界の現場からー』、岩波新書、2000年、pp.11～12、鈴木みどり編『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』、世界思想社、1997年、pp.5～8参照。
- 3) Francie Balle, *Médias et sociétés*, Montchrestien, 2001, p. 690
- 4) 鈴木みどり、前掲書、p. 12～13
- 5) 鈴木みどり、前掲書、p. 15
- 6) Régis Debray, *Le pouvoir intellectuel en France*, 1979
- 7) Régis Debray, *Manifestes médiologiques*, Gallimard, 1994  
レジス・ドブレ『メディアロジー宣言』、西垣通監修、鳴崎正樹訳、NTT出版、1999
- 8) 前掲書、邦訳、p. 10
- 9) 鈴木みどり、前掲書、p. 13, 21, 200～
- 10) Conseil Supérieur de l'Audiovisuel、1989年にCNCL（コミュニケーションと自由のための国民委員会）を前身として発足。1989年1月17日法、1994年2月1日法、2000年8月1日法によりその権限が定められている。
- 11) 西垣通、前掲書、p. 222

## フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

- 12) 以下、フランスのテレビの歴史については数多くの資料があるが、以下に代表的なものを挙げておく。
- Francis Balle: *Médias et société*, Montchrestien, 2001  
Jean-Noel Jeanneney: *Une histoire des médias*, Seuil, 1996  
Alex Mucchielli. *Les sciences de l'information et de la communication*, Hachette, 2001
- 13) 『フランスの教育制度』、国士館大学外国語外国文化研究会『外国語外国文化研究』第9号所収。1997年
- 14) この年、やはりミッテランの下でアンリ・ド・フランスの開発したSECAM方式の原型がフランスのテレビ送受信方式として選ばれた。これを改良して1958年に完成したのが現在もフランスとロシアで使われているカラーテレビの標準方式である。SECAM方式は、走査線数が819本と多く高画質だが、後の1963年にドイツで開発される走査線数625のPAL方式を採用したヨーロッパの他の諸国や1953年にNTSC方式を採用した日米との間で、国際放送や映像交換上の今に残る障壁が作られた。
- 15) 筆者が勤務していた当時のパリのNHKヨーロッパ総局では革命前の東ドイツ、チェコ、ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアなど主な東欧諸国の国営テレビニュースの一部を東欧テレビネットワークEVNをとおして日々受信することができ、筆者もその英訳をとおした翻訳作業にかかわっていた。ソビエト国営放送の夜のニュース番組『ヴレーミヤ』はモスクワ支局から伝送されていたが、報道内容はペレストロイカとグラスノスチの名に値するものとは言い難かった。
- 16) CCTVは日本でも平日の朝9時過ぎにNHK BS1で見ることができるが、ごく最近になって、国家主席中心の報道スタイルに変化が起き、国際的視野に立ったニュースが目立つようになっている。テレビニュースが世論形成に与える影響の大きさからして、注目すべき変化と思われる。
- 17) Jean-Noel Jeanneney: *Une histoire des médias*, Seuil, 1996, p. 272
- 18) *ibid.* p. 248
- 19) ドゴールとテレビとの関係については、以下の文献を参照。  
De Gaulle: *Lettres, Notes et Carnets*, Plon 全13巻。  
Alain Peyrefitte: *C'était de Gaulle*, Broché, 2002  
Jérôme Bourdon. *Histoire de la télévision sous de Gaulle*, Economica
- 20) Jeanneney, *op cit.* p. 284, 304
- 21) 日本では2003年がテレビ誕生50年とされ記念行事が行われているが、1931年にBBCは実験放送に成功しており、これを誕生とみなせばテレビはすでに70余年の歴史を持つことになる。（比較略年表参照）

**比較略年表**（新聞・雑誌・放送）

- 1854年 『ル・フィガロ』紙創刊
- 1883年 カトリック系日刊紙『ラ・クロワ』創刊
- 1900年 パリ万博での講演会で初めて「テレビジョン」という語が使われる。
- 1904年 フランス共産党日刊紙『リュマニテ』創刊
- 1923年 ラジオ・テレビ番組作成および放映権を国家の独占権とする「1923年6月30日法」が成立。
- 1925年 NHK開局。
- 1931年 ニューヨークのエンパイア・ステート・ビルディングにRCA社がテレビ送信機を設置。BBCが初のテレビ実験放送を実施。
- 1936年 BBCが本格的テレビ放送を開始。  
ドイツでベルリン・オリンピックをテレビ放映。視聴者はドイツ国内の16万人。
- 1939年 フランス郵政省が週15時間のテレビ放送を開始。
- 1941年 フランス公共放送局RTF創立。政府の管轄下に置かれる。
- 1944年 『ル・モンド』紙創刊。
- 1949年 RTFでテレビニュースの放送を開始。
- 1953年 NHKがテレビ放送を開始。
- 1959年 RTFを法人化。（1959年2月4日の行政命令）
- 1964年 RTFがORTFと名称変更し政府からの独立性を高める。  
海外県・海外領土向けの公共チャンネルRFO1を設置。
- 1967年 RFOでニュース放送開始。
- 1969年 ORTF内部に二つの報道局を設置し競合を促す。（1968年8月20日の政令）
- 1973年 『リベラシオン』紙創刊
- 1974年 ORTFを分割し、7つの組織に再編。（1974年8月4日法）TF1, A2,

フランスのマスメディアの歴史と現状について（1）（生方）

FR3 の公共放送 3 チャンネルを開局。

1982 年 放送の国家独占権を規定した「1923 年 6 月 30 日法」を廃止し、民放設立への道を開く。（「1982 年 7 月 29 日法」、別名「フィリウー法」）同時に、「視聴覚コミュニケーション高等許可局」を設置。

1984 年 ヨーロッパ初の有料テレビ Canal + が誕生。

海外県・海外領土向けに 2 局目の公共チャンネル RFO2 を設置。

1986 年 CNCL（コミュニケーションと自由に関する国民委員会）設立。

1987 年 TF1 を民営化。大手ゼネコンや銀行が資本参入。

若者向け番組中心の民放チャンネル M6 が誕生。

NHK 衛星放送の試験放送開始。

1989 年 CNCL を CSA（視聴覚高等評議会）と改称し権限を強化。

NHK 衛星チャンネル BS1, BS2 の本放送開始。

1993 年 フランス語・ドイツ語二カ国語放送の公共教養チャンネル ARTE 誕生。

1994 年 雇用情報・職業養成を目的とする公共チャンネル La Cinquième 誕生。

1996 年 TF1 がビデオ・オン・デマンドのサービスを開始。

デジタル放送による CanalSatellite を開局。

1997 年 ヨーロッパ議会がテレビコマーシャルについての指針を採択。

1999 年 Arte と La Cinquième が合併し 5eArte となる。これと France2, France3 との共通の公営ホールディングカンパニー France Télévision を設立し、運営委員会を設ける。

2000 年 5eArte が Arte France と改称し、ホールディングカンパニーから離脱。

France2, France3 の CanalSatellite による衛星デジタル放送開始。

NHK が衛星デジタル放送開始。